

最終報告書案に対し寄せられた意見

○ 意見募集期間：平成 17 年 6 月 17 日（金）～平成 17 年 7 月 8 日（金）

○ 提出意見総数： 10 件（提出者一覧は別紙のとおり）

○ 寄せられた意見の概要とそれに対する考え方（案）（別添参照）

2. 迷惑メール対策の現状	1
（1）迷惑メールとは	1
（2）我が国における迷惑メールの実態とこれまでの対策	1
3. 迷惑メール対策の方向性	3
（1）政府による効果的な法執行	3
（2）電気通信事業者による自主規制	6
（3）技術的解決策	9
（4）利用者支援	10
（5）国際協調	12

意見提出者の概要

(1) 個人 6件

(2) 法人・団体 4件

受付順	意見提出者
1	社団法人 日本インターネットプロバイダー協会
2	EditNet 株式会社
3	日本ベリサイン株式会社
4	財団法人 インターネット協会

寄せられた意見の概要とそれに対する考え方（案）

	意見	考え方
2.	<p>迷惑メール対策の現状 (1)迷惑メールとは ①迷惑メールとは何か</p>	
	<p>最近多いのは私が出したメールがエラーを起こして返却されたことを装った spam である。これを追記して欲しい。(2 ページ注 3) (個人)</p>	<p>エラーメールを装った迷惑メールについても、架空アドレスあてに送信されるものは法改正により規制の対象に含まれることとなりますので、ご指摘を踏まえ記述を追加することとします。</p>
	<p>②広告宣伝メール以外の社会的に問題になっているメールについて</p>	
	<p>ウイルス付きの自動アドレス収集が増えている。このような spam に対する罰則はより厳しくして欲しい。 (個人)</p>	<p>コンピュータ・ウイルスの作成、供用等については、現在国会で審議中の「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」において、新たな処罰規定の整備が盛り込まれており、この法案が成立・施行された場合には、処罰の対象となるものと考えます。</p>
	<p>(2)我が国における迷惑メールの実態とこれまでの対策 ②政府によるこれまでの取組</p>	
	<p>措置命令等の行政処分について(p.8) 行政処分の執行の上で、契約者等の氏名・住所を総務省が調査できない問題が指摘されています。違法迷惑メールの送信者に関する情報を総務省の求めに応じて開示することが可能な枠組みを設けることができれば、事業者として適切かつ確固たる法執行に協力できるものと考えます。 (日本インターネットプロバイダー協会)</p> <p>措置命令等の行政処分について、ISP 事業者が契約者情報等を総務省に提供できるようなスキームを考えるべきです。 【理由】 特定電子メール法違反はほとんどが行政処分前置であるため、行政処分の適正な執行は迷惑メール対策の非常に大きな地位にあります。 しかし行政処分の件数は僅少であり、法執行が適切に行われているとはとてもいえない状況にあります。 行政処分が行われない背景に、送信者の情報を総務省が入手できないことがあります。現状では ISP 事業者がこれらの情報を総務省に任意開示することは容易ではありませんが、一定の要件</p>	<p>行政機関に対し電子メールの送信者の契約者情報を開示することは、通信の秘密を保護する観点から原則として認められませんが、今回の法改正で特に送信者を特定することが困難な送信者情報を偽った広告宣伝メールの送信に直罰を導入することで、警察等の捜査機関による捜査が行われることになり、裁判所の発行する令状により契約者情報を開示することが可能となります。</p>

	のもと違法迷惑メール送信者の氏名・住所を総務省の求めに応じて開示することができれば、事業者として確固たる法執行に少しでも協力できるものと思います。 (EditNet 株式会社)	
④最近の迷惑メールの特徴		
1	ゾンビ PC、オープンリレーサーバ、等は当局でクローラーを作って積極的に探し出し、警告を出して欲しい。将来は罰則をもって禁止すべきである。 (個人)	ゾンビPCやオープンリレーサーバ等は、管理者自身が悪意を持たず、セキュリティの不備に乗じて他人に利用されるケースが多いことから、当局による警告や罰則という手段ではなく、セキュリティ対策の重要性、具体的方策等を周知することが必要と考えます。 なお、ゾンビ PC やオープンリレーサーバを中継することにより送信者情報を偽って送信する行為については、改正後の特定電子メール法第 6 条により罰則の対象となります。
2	自動アドレス収集を行っていることを検知するための PC を設置し、アドレス収集者を特定して警告すると共に、その後の行動を監視して欲しい。また、自動アドレス収集自体を罰則をもって禁止して欲しい。 (個人) メールアドレスの自動収集ソフトの使用・販売禁止について 報告書p17にオーストラリアスパム対策法の禁止事項があげられています。メールアドレスの自動収集ソフトの使用および当該ソフトを用いて作成したアドレスリストの使用禁止は日本でも必要です。架空アドレス宛送信禁止が浸透すれば、より一層、自動収集ソフトが利用されるでしょう。これでは、企業も個人も自分のホームページを公開することができなくなります。現に、ホームページを公開している中小企業などへの迷惑メール攻勢により、有料アダルトサイトへワンクリック登録されたなどの被害が増えています。被害者側の個人情報に詐欺業者にわからないかと不安がつきないようです。また、自動収集ソフトで内職ができると勧誘したり、代理店登録をさせるなど悪質商法の温床になる可能性もありますので、これらソフトの使用・販売自体を禁止するよう要望します。 (個人)	web 上からの電子メールアドレスの収集行為そのものは公開されている web 上の情報を検索・収集しているにすぎないため、収集行為を取り締まったり、法律で禁止したりすることは適当ではなく、電子メールアドレスなどの個人の情報の取扱いについてどのように適正化を図るべきかという問題であると考えます。 なお、電子メールアドレスが「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)上の個人情報に該当する場合には、同法によって、適正な取得や第三者提供の制限等、個人情報取扱事業者が遵守すべき義務等が定められています。
3	「渡り」による違法迷惑メールの送信について(P.11) 複数の事業者のサービスを組み合わせて利用する形態の場合、アクセス系事業者が共同して迷惑メール対策を行っていく可能性を検討すべきと考えます。具体的には、NTT 地域会社のフレッツサービスについて、各 ISP 事業者からの情報提供により、一定の役務提供拒否を行い得るスキームが期待されます。 (日本インターネットプロバイダー協会)	ご指摘のスキームについては、まずはISP事業者及びアクセス系事業者において課題の抽出、論点整理等を進め、必要に応じて総務省を含む関係者間で検討が行われることが期待されます。

	<p>アクセス系サービスを提供する事業者とISP事業者が共同して迷惑メール対策が行えるスキームを検討すべきです。</p> <p>【理由】</p> <p>現在のISP事業者のサービス提供スキームでは、対エンドユーザのサービスを1社が提供しているとは限らず、例えばNTT地域会社のフレッツ網との相互接続により提供されるサービス、ホールセール型などによる提供が広く行われています。</p> <p>特にフレッツサービスについては、実質的にインターネットに接続するためのサービスであり、ログインIDを替えるだけでISPを渡り歩くことが可能です。また、ISP事業者において設置場所や回線名義人等の把握可能性が低く、借名・仮名契約が現実に行われてしまっていることから、NTT地域会社とISP事業者が共同で迷惑メール対策を行う可能性を検討する必要があると考えます。</p> <p>具体的には、違法迷惑メールを理由に役務提供拒否を行った利用者の情報をISP事業者が地域会社に通知し、地域会社において利用停止等の事実が多い契約者に対してフレッツサービスの利用停止および一定期間の契約拒否を行うことのほか、ISP事業者からの情報提供について、地域会社からもフレッツサービスの契約者情報を総務省に提供できるスキームなどが考えられるとこるです。</p> <p>(EditNet 株式会社)</p>	
<p>3. 迷惑メール対策の方向性</p> <p>(1) 政府による効果的な法執行</p> <p>① 特定電子メール法改正の概要</p>		
	<p>当面オプトアウト方式を維持するのが適当、という結論のようだが、今後のメール送信を止めるようにspam業者に連絡することは、自分のアドレスが生きたアドレスであることをspam業者に教えることになる、と言う理由で、普通は行わないように指導されている。現実にはオプトアウトによって、spamが減っているという統計があるのだろうか？</p> <p>(個人)</p> <p>オプトイン規制の導入について</p> <p>特定電子メール法が改正されたことは喜ばしいことではあるが、いまだ迷惑メールは増加する一方です。特にパソコンに対する迷惑メールはこの半年すさまじく増えています。</p> <p>EU指令ではすでにオプトイン方式が採用されているとのことなので(報告書p17)、日本においても早急にオプトイン方式にすべきであると考えます。報告書p26欄外注を読む限りでは、取締りができなければオプトアウトもオプトインも効果は同じという消極的な理由があげられているので、逆にオプトアウトにこだわる理由が特になく考えられます。それなら、不招請勧誘は基本的には禁止されるべきだという考え方を社会に浸透するメリットから考えても、オプトイン方式を導入すべきです。</p>	<p>現在の迷惑メールの大きな問題点は、送信行為の巧妙化・悪質化により、違法送信者に対する行政による取締りや電気通信事業者による対応が困難となっている点にあり、オプトイン方式を採用したとしてもこの点には変わりがないと考えます。</p> <p>また、オプトイン方式では、受信者から事前に承諾を得ない限り広告宣伝メールを送信することができなくなり、広告宣伝メールの送信者にとっては営業の自由度に大きな制約をもたらすものとなることから、その導入を検討するに当たっては、オプトイン方式を採用することによって迷惑メール対策にどの程度の有効性があるかを明確に把握する必要があります。</p> <p>そのため、オプトイン方式の導入については、オプトイン方</p>

	(個人)	式の採用国における取締りの効果等を注視しながら今後も導入の是非について継続的に検討する必要があると考えます。
③改正法の効果的な執行に向けた課題		
1	<p>今後とも継続的に包括的な対策が必要であるため、関係省庁間の連携をより密に行っていただきたいと考えております。</p> <p>関係省庁等との連携強化については、3-(1)-③(29 ページ)に一部述べられておりますが、企業・大学他の教育機関・NPO などにおけるメールサーバが、迷惑メールの温床とならないための適切な管理を推進するため、経済産業省や警察庁に加え、文部科学省や内閣府を含めたより幅広い連携が望ましいと考えております。</p> <p>(インターネット協会)</p>	<p>ご指摘のとおり、企業や教育機関、NPO などにおける迷惑メール対策の推進についても必要性が高いと考えられるため、経済産業省や警察庁以外の関係省庁と総務省が連携することも重要であると認識しています。</p>
2	<p>迷惑メール相談センターの情報提供方法</p> <p>あまりに多くのメールのため、データ通信協会の情報提供方法では、表記できません。なんとか、メールをすべて集めたCD-Rとそれまでのいきさつを書いたものを郵送できるようにはできないでしょうか？</p> <p>(個人)</p>	<p>迷惑メール相談センターでは、郵送やFAXでの情報提供も受け付けています。</p> <p>しかしながら、こうしたことに関する周知を含め、情報提供方法については、随時必要な改善を図っていくことが必要と考えます。</p>
(その他)ワンクリック詐欺について		
	<p>詐欺未遂を適用して欲しい、配信停止を義務付けて欲しい</p> <p>先日、H系にクリックしただけで、料金請求が発生しました。初期画面に早くも、アイコンが表示されていた。メールにも、請求が届いた。契約手続していないので、無視しています。しかし、しつこいと腹が立つ。詐欺未遂罪並びに罰金刑でも、適用して欲しい。</p> <p>銀行の口座名が記載されていた。振込み停止にしてもらいたい。</p> <p>またサイトによっては、「配信停止」欄があるが、H系にはそれが無い。全てに配信停止を、義務付けるように法律の制定を望みます。</p> <p>(個人)</p>	<p>特定電子メール法では、受信者の同意を得ずに広告宣伝メールを送信する場合には、広告宣伝の内容を問わず、配信停止(受信拒否)の方法等の表示義務を課しています。</p> <p>なお、いわゆるワンクリック詐欺に対する取締りについては、関係機関により対処がなされているものと理解しております。</p>
(その他)サイト開設者も規制すべき		
	<p>私のメールアドレスにも毎日の様に大量の迷惑メールが届きます。</p> <p>毎日 20~30 通は当たり前の様に送られてきます。</p> <p>その大半はアダルトであり出会い系のたぐいですがメールアドレス詐称・発信元詐称・不特定の利用者があるPC(漫画喫茶備え付けPC)からの発信・海外ISP 詐欺まがいの内容などなど、キリがないのが現状です。</p> <p>しかもその都度関係各所に報告せねば成らずこれでは業務威力妨害となんらかわりません。</p>	<p>直接の電子メール送信者ではなく、広告宣伝を送信者に委託した者に対する取締りについては、特定商取引法により特定電子メール法とほぼ同様の義務が課されており、当該法律の適正な執行により対応がなされるものと考えます。</p>

<p>ゆえに泣き寝入りをする人間がほとんどである事をもっと理解して頂きたいです。</p> <p>一番の問題は迷惑メールに記載されている URL のサーバーをつきとめそのプロバイダに通報したとしても以下実際にプロバイダから返答があった内容そのままですが</p> <ul style="list-style-type: none"> >これは、該当ユーザの主張が、自身と該当メール送信行為に関する因果関係を >明確に否定した場合は。 >この主張がなされた場合は弊社ではこれを明確に否定する証明できない為、 >アカウント停止や契約の解除といった対応を行った場合、電気通信事業者法の >定めを弊社が犯す結果となります。 <p>これではイタチごっこでは無いかと思うのです。</p> <p>何度迷惑メールをつぶしても悪質サイトがある以上は効果がほとんどありません。</p> <p>そればかりか発信業者も迷惑メール対応に時間を割かねばならず大本をつぶさねば意味がないのです。</p> <p>悪質ユーザーは自分のサイトの URL をクリックさせるのが目的で迷惑メールを発信し続けているのですから、そのサイトをつぶさない限り問題は解決しません。</p> <p>法の盲点について迷惑メールを発信したのは私たちではなく、委託業者だと逃げ口上を用意しているのです。</p> <p>特に中小企業のプロバイダにはこの傾向が強く、顧客維持の為に多少の事は目をつぶる的な考えです。</p> <p>発信者はもとより迷惑メールに記載されている URL のユーザーにも処罰を与える法整備を願います。</p> <p>(個人)</p> <p>spam を広告として依頼した広告依頼主を処罰して頂きたい。</p> <p>(個人)</p>	
(その他)アドレス売買を規制すべき	
<p>アドレスの売買を罰則をもって禁止して欲しい。</p> <p>(個人)</p>	<p>アドレスの売買、譲渡等の問題は、電子メールアドレスなどの個人の情報の取扱いについて、どのように適正化を図るべきかという問題であると考えます。</p> <p>電子メールアドレスが個人情報保護法上の個人情報に該当する場合は、同法において、適正な取得や第三者提供の制限等、個人情報取扱事業者が遵守すべき義務等が定められています。</p>

(2)電気通信事業者による自主規制		
①電気通信役務の提供の拒否		
1	<p>各事業者の役務提供拒否等の対応について(p.31)</p> <p>現行のISP事業者による役務提供拒否については事業法上ならびに民法上の責任が及ばない保証がないところで各社の判断により行われていることについて理解を求める修文案を提出するものです。</p> <p>修文案： P. 31 7行目 (実際には、電気通信事業者は、約款に基づき本条によらない役務提供拒否を行っている。)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(実際には、電気通信事業者は、約款に基づき本条によらない役務提供拒否を行っているが、電気通信事業法上の責任が生じ、ひいては契約者からの損害賠償責任を追及されるなどの可能性が否定できないため、法整備や行政庁の支援により法的なリスクを低減する必要が指摘されていた。)</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>ご指摘を踏まえ、電気通信事業者の法的なリスクを低減する必要性について、記述をより充実させることとします。</p>
2	<p>各事業者の役務提供拒否等の対応について(p.31)</p> <p>各事業者が事業法上の責任、ひいては契約者から損害賠償責任の追及を受けることがないよう、一定の事例について総務省が事前に見解を示すなどの支援をお願いしたいと考えます。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p> <p>新法 11 条(役務提供拒否)の要件について(p.32)</p> <p>新法第 1 1 条の「正当な理由」が予想以上に広くなると思われることから、具体的事例に即したある程度の見解を示していただきたいと考えます。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p> <p>新法 11 条の役務提供拒否については、「正当事由」が予想以上に広くなると考えられますので、各事業者の判断に資する具体的事例等を示していただきたいと考えます。</p> <p>【理由】</p> <p>新法 11 条の役務提供拒否は、その範囲が広がり各事業者の迅速な対応に大きく寄与することと考えますが、「正当な理由」の判断において対契約者(送信者)のトラブルが発生する可能性も予想されます。このため、各事業者の判断に資する具体的事例等とその判断を総務省において示していただきたいと思います。</p> <p>(EditNet 株式会社)</p>	<p>役務提供拒否に関する事例の例示及び考え方については、報告書案 p31 において一部紹介していますが、これ以外の事例についても、今後、役務提供拒否の事例を積みかさねていくことで、できる限り電気通信事業者が適切に拒否の是非を判断することができるようにしていくことが重要であると考えます。</p>

	<p>事業者が自主的な対応として行う役務提供の拒否などについては、通信の自由の観点から、正当事由の整理、通信の秘密との関係などについて、十分な議論を要すると考えます。</p> <p>また、この議論のもと、各事業者の自主的な判断に資する情報(正当事由に該当すると思われる場合の例示、フィルタリング等に関する法令解釈のポイントなど)を提供するなどの支援をいただきたいと考えます。</p> <p>【理由】</p> <p>電気通信事業者の使命は、利用者の通信の秘密を守り、内容をそのまま受信者に伝えることです。(案 p40)</p> <p>役務提供拒否等の自主的な対応はこの原則の例外を作るものであり、十分な議論が行われなまま広範に行われれば、自由で円滑な電気通信サービスの利用が妨げられるなど、国民生活に大きな不利益をもたらす可能性があります。(特に、単に「迷惑」であるというだけで電気通信サービスの利用を止められるような流れに進みかねないことについては、強い危惧を感じるものです。)</p> <p>このため、役務提供拒否の正当事由などについて十分な議論を行い、それをもとに各事業者が自主的な判断に資する情報を提供するなどの支援が必要と考えます。</p> <p>(EditNet 株式会社)</p>	
②迷惑メール追放支援プロジェクト		
	<p>特定商取引法との関係について(p.33)</p> <p>特商法違反について契約解除等を行うことが事業法の「不当な差別的取扱い」に該当しない旨の見解が総務省・経産省連名で当協会に対しなされているところ、特商法違反は軽微なものから消費者被害に直結するものまで幅広いため、契約解除等の理由として適切ではないこともあると思われま。この点についても事業者の判断に資する情報を提供するなどの支援をお願いしたいと考えます。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>事業者の自主規制の円滑な実施を促進する観点から、引き続き総務省及び経済産業省が連携して対応していくことが必要と考えます。</p>
(その他)事業者の対応について		
1	<p>送信者情報を偽ったメールは、そのメールを最初に受け取るISPのみには「偽り」と分かる筈である。これを判定し、当局に通知することを全てのISPに義務付けて欲しい。</p> <p>(個人)</p>	<p>ISPが、通信当事者の同意なくメールの送信者情報が偽られているか否かを確認・判定することは、通信の秘密を不当に侵害するおそれがあり、義務づけることは適当でないと考えます。</p> <p>なお、今回の法改正により、送信者情報を偽った広告宣伝メールの送信に直罰を導入したことから、捜査機関が、裁判官の発付する令状により、ISPから通信の秘密に属する事項を入手し、捜査を行うことが可能となります。</p>

2	<p>迷惑メールの追放に熱心でない ISP 業者、spam 業者を上得意としている ISP 業者の名前を公表し、社会的制裁を加えて頂きたい。本来はこのようなことは罰則をもって禁止すべきである。 (個人)</p> <p>Spam 受信者からの通報を受けた ISP 業者が、その spam 業者との契約を打ち切らない場合には、その ISP 業者も処罰して頂きたい。 (個人)</p>	<p>電気通信事業者による迷惑メール送信者への対応については、法律上一律に義務づけるのではなく各電気通信事業者がそれぞれの創意工夫により実施するのが適当と考えます。</p>
3	<p>当協会ならびに加盟各事業者は、今後も迷惑メール問題の迅速かつ実効性ある取り組みに全力をあげてまいります。</p> <p>利用者の通信の秘密を守り、通信内容をそのまま欠けることなく媒介することが電気通信事業の本質であることに鑑み、事業者の自主的対応は、役務提供拒否の正当事由の整理や、フィルタリングにおける通信の秘密との関係などについて、十分な議論を踏まえた上で行う必要があると考えています。</p> <p>本来迷惑行為の排除は法律により行政処分や刑罰によりなされるべきものであり、法執行の強化に力点を置いた対応がなされることを望みます。</p> <p>法執行がほとんど機能していないため、一般利用者が行政処分が期待できないとして事業者の役務提供拒否を求める現状があります。通信の自由の観点から、役務提供拒否が行政処分の安易な代替手段として期待されてしまうことに対して、強い危機感があります。 (日本インターネットプロバイダー協会)</p> <p>当協会では迷惑メール対策委員会における検討に加え、「インターネットにおけるルールマナー検定」「フィルタリングに関する調査研究・実践」など、様々な角度から迷惑メール対策、インターネット上の有害情報対策に取り組んでおります。今後とも総務省殿はじめ関係各機関と一体となって取り組んでいきたいと考えております。 (インターネット協会)</p> <p>迷惑メール送信者の排除は、最終的には法律に従って行政処分ならびに刑罰によって行われるのが本来の姿と考えます。行政処分が機能していない現状に対し、仮に事業者による役務提供拒否を安易な代替手段として期待されるようなことがあれば、筋違いと考えざるを得ません。</p> <p>【理由】</p> <p>電気通信事業者の使命に鑑み、仮に通信内容が迷惑な(さらには違法な)内容であったとしても、それについて事業者が何らかの判断をしたり、差出しを差し止めるなどの行為が許されないことは言うまでもありません。</p> <p>これらは事業者の責務(権限の範囲)ではなく、迷惑行為は法律に基づいた行政処分や刑罰な</p>	<p>効果的な迷惑メール対策を行うためには、今後とも行政機関と事業者、関係団体等が協力して取り組んでいく必要があるものと認識しています。</p> <p>なお、迷惑メール対策としては、法執行の強化も電気通信事業者による自主的対応と同じく重要であり、今回の特定電子メール法の改正においても取締りの強化が図られているところですが、今後も引き続き見直しを行っていくことが必要と考えます。</p>

<p>どによって対処されるべきものです。</p> <p>現状として行政処分等が機能しておらず、一般利用者にその代替手段として役務提供拒否を位置付けられてしまっていることについては、通信の自由との関係で強い危機感を覚えます。仮に行政処分の安易な代替手段として役務提供拒否が期待されるようなことがあれば、筋違いと考えざるを得ません。</p> <p>さらに、今後「迷惑な」通信の役務提供拒否による排除に重点がおかれてしまえば、利用者が行政庁および司法によるきちんとした手順を経ないまま電気通信サービスの提供を拒否されることとなり、適正手続の確保の観点からも大きな問題があると考えます。</p> <p>そもそも、「渡り」による送信が止められない以上、各事業者の役務提供拒否に期待することには限界があります。法執行の強化に力点を置いた対策を望みます。</p> <p>【理由】</p> <p>日本では多数の電気通信事業者が活発な競争を繰り広げることで、安価で高品質のサービスが提供されており、消費者は競争の計り知れないメリットを享受することができています。</p> <p>一方このことは迷惑メール送信者の「渡り」が容易になることにつながっており、利用停止を受けた利用者が直ちに他のISPに渡り歩き送信を繰り返すことにつながっています。個別の事業者による「もぐら叩き」的な対応には実効性が全く期待できず、受信者もISP事業者も時間を空費するだけです。</p> <p>事業者間の連携による取り組みについても、契約者情報を交換するスキームにはプライバシーの問題など解決すべき点が多く、今すぐにできるようなものではありません。</p> <p>結局のところ、電気通信事業者における対応にはそもそも限界があり、送信者に対する強力な法執行こそが解決策であると申し上げざるを得ません。</p> <p>(EditNet 株式会社)</p>	
<p>(3)技術的解決策</p> <p>①送信ドメイン認証技術</p>	
<p>1 送信者の認証技術として、「送信ドメイン認証技術」が明記されている。</p> <p><要望事項1></p> <p>本件に関しては、「送信者認証技術」の追記の検討をお願いします。</p> <p><要望1事由></p> <p>ドメインの取得に際しては、申請者の存在性確認、および申請情報の真贋確認が必ずしも強固ではない。これは、少なからず虚偽の情報によるドメイン取得の可能であることを意味する。このため、送信者ドメイン認証技術だけでは、あくまでも、そのドメインの存在性を保証するのみで、真正な送信者の認証には十分でないと考えられる。</p> <p>既に米国では正当にドメインを保持し、送信者ドメイン認証を実施しているサーバを経由して配</p>	<p>(要望事項1について)送信者を直接認証する S/MIME 等の技術については、送信ドメイン技術と同様に効果があると考えられますので、記述を追加することとします。</p> <p>(要望事項2について)S/MIME に基づいて電子証明書が公開されており電子署名が付されている場合には、送信元が信頼できるものと考えられますので、その旨を記載することとします。</p>

	<p>信されているスパムが増加しており、別途、送信者を直接認証する規格(RFC 2311,3851: S/MIME 等)対策が、有効である。</p> <p>このため、「送信ドメイン認証技術」に加えて、「送信者認証技術(S/MIME 等)」の追記をお願いしたい。</p> <p><要望事項2> ユーザへの確認活動として、以下の事項の追記の検討をお願いする。</p> <p><要望2事由> 上記、要望事項1の内容が追記された場合、ユーザサイドでは、S/MIME における電子証明書の内容確認を徹底する必要がある。</p> <p>このため、本内容のガイドラインへ明記しをお願いしたい。 (日本ベリサイン株式会社)</p>	
2	<p>最終報告書案では、主に行政的な観点からの具体的な対策が述べられておりますが、民間レベルでの対策への支援策に関して、より幅広く検討すべきと考えます。</p> <p>具体的には、 —ISP/ASP や企業で今後導入すべき技術の研究や実証実験の支援も重要であると考えます。 (インターネット協会)</p>	<p>新たな迷惑メール対策技術については、継続してその動向を注視し、行政機関と事業者、関連団体等とが連携していくことが必要であると考えます。</p>
③フィルタリング		
1	<p>フィルタリングの制度的問題について(p.38)</p> <p>いわゆるポート 25 ブロック、逆引き不能なメールサーバからのメールの拒否などについては、「通信の秘密の侵害」に抵触するおそれがあることについて社会通念上実感できないことから、「通信の秘密の侵害」の概念をきちんと整理した上、通信の秘密の侵害にあたらぬと判断される技術的対応を早急に切り分け、不当な差別的取扱いの問題として整理する必要があると考えます。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>通信の秘密の侵害にあたるか否かについては、具体的な個別事例を踏まえて判断する必要があるため、包括的な整理を行うことは難しいと考えます。</p> <p>したがって、電気通信事業者が新たにフィルタリング等の技術的対策を講じようとする場合には、総務省に相談し、その結果を積み重ねていくことが効果的と考えます。</p>
2	<p>spam フィルター・データベースを作成し、ISP、ユーザが共用できるようにすべきだ。現在のよう に、フィルターが個別に管理されていると、複数のフィルターを利用している場合、1 件の spam を それぞれのフィルターに登録しなければならず、煩雑である(例えば、メーラ、対ウイルスソフト、ISP など)。 (個人)</p>	<p>フィルタリングサービスは、個々の利用者が自発的に選択し、設定するものであると考えますが、今後、よりきめ細やかに利用者の特性に応じて提供されてゆくことが望まれます。</p>
(4)利用者支援		
1	<p>利用者へのセキュリティ教育・啓発について マンション全体が光接続の場合、きわめてローカルなCATV接続の場合、ダイヤルアップの場合</p>	<p>具体的、実践的な啓発活動等については、特定の地域に偏ることなく、できる限り多くの利用者を支援することとな</p>

	<p>合などの接続方式の違い、OSの脆弱性、プロバイダの対応の違いなどセキュリティに関しては様々な条件が複合され、ファイアーウォールやスパイソフト対策がどこまで必要かなど、利用者にはきわめてわかりにくくなっています。</p> <p>セキュリティ対策を2重にすればソフトが競合して動きが悪くなるなど、現実方法としてわかりにくいことが多く、といって自身が知識を持たないまま有償サポート任せにしているとリスク対応ができないことになります。</p> <p>利用者に対し、全国各地で具体的、実践的な啓発が必要です。ネット接続が全国に浸透しているのに、啓発活動が東京中心であるように感じられ、残念でなりません。</p> <p>(個人)</p>	<p>るよう配慮されることが重要であると認識しています。</p>
2	<p>最終報告書案では、主に行政的な観点からの具体的な対策が述べられておりますが、民間レベルでの対策への支援策に関して、より幅広く検討すべきと考えます。</p> <p>具体的には、</p> <p>—最終報告書案3-(4)利用者支援(39ページ～)にも記述がありますが、一般ユーザが迷惑メールを受け取った時にどうすればいいのか、具体的に判りやすい手ほどきの作成等が必要であると考えます。</p> <p>(インターネット協会)</p>	<p>賛同意見として承ります。</p>
3	<p>最終報告書案では、主に行政的な観点からの具体的な対策が述べられておりますが、民間レベルでの対策への支援策に関して、より幅広く検討すべきと考えます。</p> <p>具体的には、</p> <p>—ISP 関係の迷惑メール対策への支援はかなり意識されておりますが、各企業における管理者への支援なども重要と考えます。</p> <p>(インターネット協会)</p>	<p>今回の法改正により事業用アドレスへの送信についても対象に含まれることとなったことを踏まえ、各企業における管理者への迷惑メール対策についての支援が今後重要になるものと認識しています。</p>
4	<p>迷惑メールと一口に言っても、その形式は、携帯電話に送られてくるもの、パソコンに送られてくるもの、またその内容も、架空請求であったり、売春の勧誘であったり、種類が様々であることは私も知るところであるが、迷惑メールにまつわる諸問題については、あまりよく知らない。</p> <p>私自身、携帯電話やパソコンをよく使用するが、迷惑メールが送られてくることはやや稀である。これには、平成 14 年に、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」が施行されたことの影響が及んでいるためなのであろう。しかし、私とその一番の理由として考えるのは、私自身が、昨今のデジタル化の流れにいまいちついていくことができていない、ということである。デジタルの知識が乏しい私は、携帯電話やパソコンでインターネットを利用する際にも、よく理解できない語句が出てくると、そこから先に進もうとすることはまずない。おそらくだが、デジタル機能を多く利用する人は、その利用の過程で何かしら迷惑メールの罠にかかってしまう可能性が高いため、そのような人たちの下には、迷惑メールもよく送られてくるのではないだろうか。</p> <p>しかし、私は思うのである、デジタル機能を利用している人たちの中には、私のようにデジタルに</p>	<p>電子メールは、子供や中高年層を含めて広く利用されている状況にあり、対策の周知にあたっては、実際の利用者にもその内容が理解されるようにすることが必要と考えます。</p> <p>なお、報告書案 p41 においても、フィルタリングサービスの提供に当たり、未成年者・高齢者といった利用者の特性に応じたきめ細やかな対応を行うことが望まれる旨を記述しています。</p>

	<p>関する知識が乏しい人がおそらく少なくない。そのような人たちが、もし迷惑メールの被害に遭ったとき、どのような対策を講じたらよいかかわからない場合が多いだろう。迷惑メールの規制や、送信側の自主規制を促すことは勿論必要だが、このような人たちにも迷惑メールについての知識が広く知れ渡ることが、やはりかなり重要ではないだろうか。</p> <p>(個人)</p>	
(5) 国際協調		
	<p>Spam 撲滅に協力しない国があれば国際的な制裁を加えることを国連等の国際機関に提案して頂きたい。</p> <p>(個人)</p>	<p>迷惑メールは低コストで国境を越えて送信することが可能なこと等から、国際的な取り組みを進めていくことは重要と考えております。</p> <p>昨年来、国連の専門機関であるITU等を中心に、国際的な迷惑メール対策に関する議論が活発に行われているところであり、引き続き世界各国が協力して迷惑メール対策を進めていくことが期待されます。</p>